自転車運転中に危険なルール違反を繰り返すと

自転車運転者講習

を受けることになります（法第108条の2第14号）

改正道路交通法
平成27年
6月1日
施 行

～14歳以上の中学・高校生も講習の対象です～

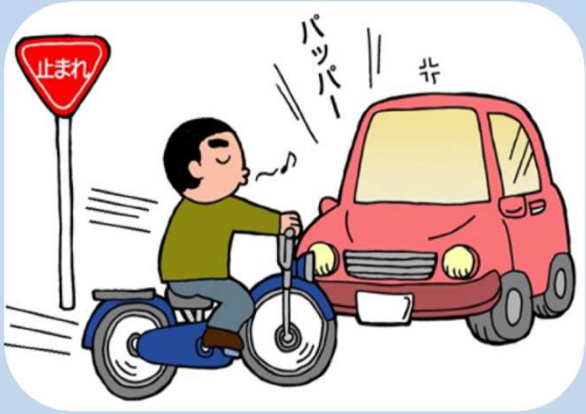

一時不停止

ブレーキのない自転車運転

酒酔い運転

携帯電話の使用

自転車の運転による交通の危険を防止するための講習に関する規定

（法第108条の3の4）

３年以内に２回以上一定の危険な違反行為をした自転車運転者（悪質自転車運転者）は、公安委員会の命令を受けてから３か月以内に講習を受けなければいけません。

３年以内に２回以上の
危険な違反行為

講習の受講を命じる

公安委員会

自転車運転者講習を受講

講習会

公安委員会の受講命令に
従わなかった場合

5万円以下の
罰 金

危険行為（施行令第41条の3）

- 信号無視
- 通行禁止違反
- 歩道での徐行義務違反
- 通行区分違反
- 路側帯での歩行者妨害
- 遮断機が作動している踏切への立ち入り
- 交差点での優先道路通行車の妨害
- 交差点での右折時の優先車妨害
- 環状交差点での安全進行義務違反
- 指定場所一時不停止
- 歩道での歩行者妨害
- ブレーキのない自転車運転
- 酒酔い運転
- 携帯電話を使用しながら事故を起こすなどの安全運転義務違反

群馬県警察